

番号：140572

国名：ルワンダ

担当部署：農村開発部乾燥畑作地帯第1課

案件名：農業機械化計画策定支援業務

## 1 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農業機械化計画策定支援業務
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

## 2 業務予定期間等：

- (1) 全体 2014年8月下旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75 M/M、現地 5.0M/M、合計 5.75 M/M
- (3) 業務日数：準備期間 第一次現地派遣期間 国内作業 第二次現地派遣期間 帰国後整理期間  
5日 60日 5日 90日 5日

現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

## 3 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月6日（12時まで）
- (4) 提出場所：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は  
郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）  
（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年 2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)）をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計100点)

類似業務	農業開発に関する各種業務
対象国／類似地域	ルワンダ／全途上国
語学の種類	英語

## 5 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし。

(2) 必要予防接種：あり

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 6. 業務の背景

ルワンダでは国民の90%が農業に従事しており、GDPの約34%を占めている。

2000年に策定された2020年を目標年とする長期ビジョン「Vision 2020」において掲げられた開発の6本柱のうち、農業については「高収益/市場志向型農業への転換」が謳われており、これを実現するための中期戦略として最初に作成された貧困削減戦略文書（2002-2006）において、「農村開発と農業の転換を通じて貧困を削減する」とされた。現在実施中の第二次経済開発貧困削減戦略（2013-2018）においても、農業セクターを貧困削減と経済成長を促す重要セクターとして位置づけている。

食料自給を達成し、自給自足型農業から商業的農業への転換を目指すルワンダにおいては、農業動物資源省（Ministry of Agriculture and Animal Resources：以下「MINAGRI」）がイニシアティブをとり、肥料・種子の利用促進（CIP：Crop Intensification Program）、灌漑農業の展開（LWH：Land husbandry Water harvesting & Hillside irrigation project、GFI：Government Fund Irrigation Project）等が計画、実施されている。農業機械化は商業的農業への転換を目指す取り組みの一つとして開始され、2010年に機械化戦略書が作成され、同年戦略書実施のための灌漑・機械化タスクフォースもMINAGRI内に設置されている。また、並行して収穫後処理能力の強化も進めており、USAIDの支援により収穫後処理戦略書が作成され、同実施のための収穫後処理タスクフォースが2010年に設置されている。

ルワンダでは、平坦な土地が少ない国土や高い人口密度に起因する戸当たり耕地面積の狭さが特徴的であるが、そのため大型農業機械が優位性を発揮する農地は少ないことから、大型機械のみならず小型機械あるいは改良農機具の導入を考える必要がある。大型農業機械については韓国農機がMINAGRIにより輸入され導入が試みられているが、小型農業機械、農機具の振興は技術者や農民に対する支援（金融支援を含む）の不足により遅々として進んでいない。

一方、これまでルワンダ国政府は、農業技術者をJICAの本邦研修に参加させたり（2011年「小規模農家用適正農機具開発普及コース」、2010年12月「同研修フォローアップ協力」）、既存の「農業機械化ワークショップ（Central Mechanization Workshop）」を「農業機械化センター（National Mechanization Center）」に昇格させることを検討するなど、農業機械化へむけた具体的な政策実施を模索中である。

これらの背景を踏まえ、本専門家にはルワンダにおける小型農業機械/農機具振興のため、灌漑・機械化タスクフォース（以下C/P機関）に対し具体的な農業機械化計画策定支援を行うことが期待されている。なお、機械化の対象は小型農業機械/農機具のみならず農産物付加価値向上の鍵である食品加工機械も含めて検討する。

## 7. 業務の内容

本コンサルタントは、技術協力の仕組みと手続きを十分把握の上、農業機械化計画策定支援専門家としてC/Pに対する技術移転を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2014年8月下旬）

- ① 既存・関連資料の収集・整理・分析を行い、当該案件の実施に必要な情報を取得する。
- ② 上記アの分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部に提出する。

### (2) 第1次現地派遣期間（2014年8月下旬～2014年10月下旬）

- ① ワークプラン（英文）を元に、C/P 機関及び JICA ルワンダ事務所と派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 農業の商業化/収益性向上および生産性向上の観点から、農業機械・農産加工機械の利用振興に関する政策等をレビューし、政府の方針を理解、分析する。
- ③ ルワンダ国内における小型農業機械/農機具・農産加工機械の利用状況、販売流通状況について調査する。合わせて、MINAGRI が所有する農業機械化ワークショップの状況について把握する。
- ④ ルワンダ農業の置かれた環境（自然面、社会・経済面）や農家の営農状況を把握・を分析し、前記政府方針を実現するための施策（農業機械化計画）について、C/P と協議する。協議すべき施策（農業機械化計画）内容については前記分析結果に基づき、ルワンダで取り組むことが現実的なものを取りまとめることとし、その具体的な内容及び実施者（政府、民間、NGO、ドナーを含む）、短期～中期の実施スケジュール、期待される施策の効果を明らかにするものとする。
- ⑤ 第1次現地業務結果報告書（英文）を作成し、派遣期間の活動内容・成果を C/P 機関、JICA ルワンダ事務所に報告する。

### (3) 国内作業（2014年11月上旬）

- ① 第1次現地業務結果報告書（英文）を JICA 農村開発部へ提出、報告する。
- ② 第1次現地業務結果を踏まえ、ワークプラン（英文）を更新し、JICA 農村開発部へ提出・説明する。

### (4) 第2次現地派遣期間（2014年11月下旬～2015年2月中旬）

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関及び JICA ルワンダ事務所に更新されたワークプラン(英文)を提出し、業務計画の確認を行う。
- ② 前記(2)④で取りまとめた施策内容のうち、政府が行うべきものについて、実施にかかる組織・機関に必要な能力強化のためのアクションプランを C/P とともに作成する。
- ③ 上記政府機関能力強化のためのアクションプランに加え、C/P による小型農業機械/農機具・加工機械の利用振興のための民間事業者、NGO、農民等を対象とした普及活動について C/P とともに作成する。
- ④ 第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、派遣期間の活動内容・成果を C/P 機関、JICA ルワンダ事務所に報告する。

(5) 帰国後整理期間(2015年2月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動成果について報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(5) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

英文3部(JICA 農村開発部、JICA ルワンダ事務所、C/P 機関)

和文2部(JICA 農村開発部、JICA ルワンダ事務)

(2) 第1次現地業務結果報告書

英文3部(JICA 農村開発部、JICA ルワンダ事務所、C/P 機関)

(3) ワークプラン(更新版)

英文3部(JICA 農村開発部、JICA ルワンダ事務所、C/P 機関)

(4) 第2次現地業務結果報告書

英文3部(JICA 農村開発部、JICA ルワンダ事務所、C/P 機関)

(5) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA 農村開発部、JICA ルワンダ事務所)

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA 農村開発部または JICA ルワンダ事務所に提出する。なお、上記成果品等の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。なお、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空賃については、航空経路は、ドーハ/ドバイ経由を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

・直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

(3) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、JICALワンダ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約に含みませんので、見積書への記載は不要です。）

- ・ 傭人費（運転手、技術補助員）：850,000円
- ・ 車両燃料・維持管理費：300,000円
- ・ 消耗品費：50,000円
- ・ 通信費：25,000円
- ・ 資料等作成費：300,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：一般業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

次のとおり予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

第1次現地派遣期間：2014年8月31日～2014年10月29日

第2次現地派遣期間：2014年11月22日～2015年2月19日

2) 現地での業務体制

本業務は、日本人側は単独での実施、C/Pとの協働となります。

3) 便宜供与内容

JICALワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

② 宿舎手配

あり

③ 車両借上げ

必要な移動に係る車両の借上げ

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

初日のJICA事務所打ち合わせおよびC/P機関訪問につき手配を行います。

## ⑥ 執務スペースの提供

### C/P機関内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

## (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料はJICA農村開発部乾燥畑作地帯第一課（TEL:03-5226-8430）にて閲覧できます。

- ・ 灌漑・機械化タスクフォース組織図（2011）
- ・ 機械化戦略書（Agricultural Mechanization Strategies for Rwanda、June 2010、MINAGRI）
- ・ Post-Harvest Handling, Storage & Marketing Strategy（December 2010、MINAGRI）
- ・ 「小規模農家用適正農機具開発普及」研修員報告書
- ・ 「小規模農家用適正農機具開発普及」コース・フォローアップ協力報告書（JICA筑波）
- ・ ルワンダ国東部県農業生産向上プロジェクト事業完了報告書（平成25年10月）

## (3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) 本業務に従事する者は、アフリカにおける農業機械/農機具を用いた農業に関する経験・知見を有することが望ましい。
- 3) ルワンダ国内での作業においては、当機構の安全管理措置を遵守するとともに、JICARルワンダ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上